

# 鳥取県公報

毎週火、金曜日発行（但休日等に当るときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

## 目次

- ◇告示 土地改良区の役員の退任及び就任  
指定道路の位置の変更  
公有水面埋立の追認  
肥料登録
- ◇選管告示 鳥取県知事選挙の立会演説会開催計画に  
関する意見聴取
- ◇公告 毒物及び劇物取締違反者に対する聴聞会
- ◇正誤 昭和三十三年八月十九日鳥取県告示第三百  
七十六号中訂正

## 規則

### 鳥取県告示第四百八十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条  
第十項の規定により、土地改良区から次のように役員が  
退任及び就任した旨届出があつた。

昭和三十三年十月十四日

鳥取県知事

退任した役員の名及び住所

富桑土地改良区

理事 山田長次郎

鳥取市西品治

山田鹿次郎

中村 嘉光

東田 一

前田菊次郎

杉本 貞市

山本 金治

山田周次郎

西向千代治

田中甚太郎

古田 貞藏

高木 岩松

谷口 広

岡田喜代治

遠藤 茂

田島

田中正義	倉吉市秋喜
吉田広幸	福山
大江貞	西品治
吉田実藏	西品治
土手口哲春	西品治
山田寿男	西品治

理事	桑野 寿治	倉吉市秋喜
野儀 久市	福山	
前田 清藏	福守	
桑本 米藏	生田	
森 百藏	中河原	
石田 正二	石城	
栗原 義宗	鴨河内	
牧野 純	藏内	
遠藤 嘉一	岡田	
熊谷 久一	上古川	
香川 節男		

山本 信二	北野
安田 稔	小鴨
樋口 弁吉	中河原
理事 田渡 清俊	西伯郡淀江町大字佐陀
進 三千	
寺沢松太郎	
長川和一郎	
長井 岩松	
監事 仲田 崇峻	
就任した役員の名及び住所	
富桑土地改良区	
理事 中村 嘉光	鳥取市西品治
高木 岩松	
沢田 直行	
山田明次郎	
吉田 広幸	田島
田口 英男	

新田井手土地改良区

大番 寅藏	岡田
野儀 久市	福山
木田 吉藏	小鴨
高見米太郎	中河原
山根 米秋	石塚
理事 田辺 清俊	西伯郡淀江町大字佐陀
進 三千	
弁沢松太郎	
渡辺 清	
加藤 正明	
監事 仲田 崇峻	

杉本 貞市	西品治
東田 一	
谷口 広	田島
藤井 算	
松岡 清次	西品治
山田 峯藏	西品治
前田菊次郎	
中原 熊藏	
大鴨土地改良区	
理事 桑野 寿治	倉吉市秋喜
齊江 義明	上古川
前田 清藏	福守
齊江 知行	上古川
山本 信二	北野
桑本 米藏	生田
山本 寿雄	鴨河内
森 竹藏	
中野 元位	中河原

鳥取県告示第四百八十六号

昭和二十八年七月鳥取県告示第三百三十九号で告示した建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第八条の規定による指定道路の位置を、同法施行細則（昭和二十五年十二月鳥取県規則第八十七号）第十三条の

規定により、次のとおり変更した。

昭和三十三年十月十四日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 申請人住所氏名

鳥取市片原二丁目五五

商工組合中央金庫鳥取支所 支所長 中川 数馬

一 指定場所

鳥取市玄好町十五番地一、十六番地一、十六番地三、

十六番地六

〃 材木町五十六番地、五十七番地

一 道路の延長を一〇、八六メートルに変更する。

一 図書省略

鳥取県告示第四百八十七号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第三十六条

第二項の規定により、昭和三十三年十月十日次のように

公有水面埋立の追認をした。

昭和三十三年十月十四日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 埋立追認の場所

米子市内町一七〇番地先 中海水面

二 埋立面積 十六坪九合二勺

三 埋立の目的 宅地造成、魚類乾燥場

四 埋立追認を受けた者

米子市内町一七〇番地 田中 光藏

鳥取県告示第四百八十八号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条の

規定により次の肥料を登録した。

昭和三十三年十月十四日

鳥取県知事 遠 藤 茂

登録番号	肥料の名称	保証成分量 (パーセント)	住 生 産 業 者 氏 名

鳥取県  
第二八八号

榮梨複合肥料

窒素全量  
内アンモニア窒素

りん酸全量  
内加水溶性加里

六〇・四  
三〇・〇  
四五・三  
四九・五

東伯郡大栄町字亀谷一八三

榮農業協同組合  
組合長理事  
長谷川 国藏

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第四十四号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第一百五十五条第

三項の規定により、昭和三十三年十一月二十八日執行を

予定される鳥取県知事選挙の立会演説会の開催計画の決

定をするに当り、次のように、県の区域内に主たる事務

所を有する政党又はその支部の代表者その他関係人の参

集を求めて、その意見を聴く。

昭和三十三年十月十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井 正雄

一期日 昭和三十三年十月十八日

二場所 鳥取市東町鳥取県自治会館

公 告

毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第  
二十条第一項の規定により、次のとおり公開による聴聞  
会を開催する。

昭和三十三年十月十四日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 聴聞会を行う日時、場所

1 日 時 昭和三十三年十月二十四日

午後一時三十分

2 場 所 倉吉保健所会議室

二 被聴聞者

住 所 倉吉市国分寺三〇二

氏 名 社農業協同組合長 藪中 政雄

正 誤

昭和三十三年八月十九日鳥取県告示第三百七十六号中次の箇所について誤りがあつたので訂正する。

1 頁 行 段 誤 正  
4 終りから 〇、〇一二二円 〇、〇一二四円

昭和四年四月十五日第三種郵便の認可

発行日 火、金

印 発

刷 行 鳥 取 県 鳥 取 市 東 町 取 県 印 刷 所  
鳥 取 市 東 町 取 県 印 刷 所